

審査基準新旧対照表

旧	新
審査基準 <u>令和4年5月13日</u>作成	審査基準 <u>令和7年8月8日</u>作成
法令名：道路交通法	法令名：道路交通法
根拠条項：第101条第6項	根拠条項：第101条第6項
処分の概要： <u>運転免許証</u> の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）	処分の概要： <u>運転免許証等</u> の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）：福岡県公安委員会	原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法令の定め：道路交通法<u>第92条の2第1項</u>（<u>免許証</u>の有効期間）、第101条第1項（<u>免許証の更新</u>及び定期検査）、第101条の2の2第1項（<u>更新の申請</u>の特例）、第101条の3（更新を受けようとする者の義務）、第101条の4第1項から第3項まで（70歳以上の者の特例） 道路交通法施行令第33条の7（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）、第37条の6（<u>免許証</u>の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第37条の6の2（<u>免許証</u>の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者） 道路交通法施行規則第29条（<u>免許証</u>の更新の申請等） 運転免許に係る講習等に関する規則第1条（講習の基準）、第2条（講習の基準）	法令の定め：道路交通法<u>第95条の6第1項及び第2項</u>（<u>免許証等</u>の有効期間）、第101条第1項<u>及び第7項</u>（<u>免許証等の更新の申請</u>及び定期検査）、第101条の2の2第1項（<u>免許証等の更新に係る申請先</u>の特例）、第101条の3（更新を受けようとする者の義務）、第101条の4第1項から第3項まで（70歳以上の者の特例） 道路交通法施行令第33条の7（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）、第37条の6（<u>免許証等</u>の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第37条の6の2（<u>免許証等</u>の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者） 道路交通法施行規則第29条（<u>免許証等の更新の申請等</u>）、<u>第29条の2の2</u>（<u>免許証等の更新の申請等</u>） 運転免許に係る講習等に関する規則第1条（講習の基準）、第2条（講習の基準）

審 査 基 準：	
標 準 処 理 期 間： <u>自動車運転免許試験場</u> . . . 即日 ※ <u>県外</u> 住所地を有する者の経由申請 . . . 2 日 間 <u>県内</u> 住所地を有する者の経由申請 . . . 3 日 間 （上記期間には、いずれも行政庁の休日は含まない。） <u>警察署（遠隔地8署）</u> . . . 即日	
申	請 先：自動車運転免許試験場
<u>問 い 合 せ 先</u> ：警察本部運転免許試験課自動車運転免許試験場 <u>免許係</u> ○ 福岡自動車運転免許試験場（092-565-5010） ○ 北九州自動車運転免許試験場（093-961-4804） ○ 筑豊自動車運転免許試験場（0948-26-7110） ○ 筑後自動車運転免許試験場（0942-53-5208）	
備	考：

審 査 基 準：	
標 準 処 理 期 間：即日 ※ <u>福岡県外に</u> 住所地を有する者の経由申請（ <u>免許情報記録の有効期間の更新の場合を除く。</u> ） . . . 2 日間 <u>福岡県内に</u> 住所地を有する者の経由申請（ <u>免許情報記録の有効期間の更新の場合を除く。</u> ） . . . 3 日間 （上記期間には、いずれも行政庁の休日は含まない。）	
申	請 先：自動車運転免許試験場、 <u>自動車運転免許試験場更新センター、遠隔地警察署又は八女警察署黒木交番</u>
<u>問 合 せ 先</u> ：警察本部運転免許試験課自動車運転免許試験場 <u>試験場係</u> ○ 福岡自動車運転免許試験場（092-565-5010） ○ 北九州自動車運転免許試験場（093-961-4804） ○ 筑豊自動車運転免許試験場（0948-26-7110） ○ 筑後自動車運転免許試験場（0942-53-5208）	
備	考：